

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年8月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

創業初期の科学技術型企業への投資に関する企業所得税優遇政策の公布

4月19日に開催された国務院常務会議にて、京津冀(北京市・天津市・河北省)、上海、広東、安徽、四川、武漢、西安、瀋陽を含む8つの全面イノベーション改革試験地域と蘇州工業園区(以下「試験地域」)における創業初期の科学技術型企業への投資を対象とする企業所得税優遇政策の試験的实施が決定された。これに続き、財政部、国家税務総局は財税[2017]38号¹通達と国家税務総局公告2017年第20号¹を公布し、政策実施の詳細について明確化した。関連の企業所得税優遇政策は2017年1月1日から、関連の個人所得税優遇政策は2017年7月1日から実施される。

(1) 優遇政策の概要

上述の規定によれば、条件に合致する投資者が創業初期の科学技術型企業に対して持分投資方式の直接投資を行い、満2年(24カ月、以下同様)である場合、投資額の70%を投資者の課税所得額から控除できる。上述でいう投資は、創業初期の科学技術型企業に対する現金の直接支払による持分の取得に限定されており、その他の株主からの既存持分の譲受けを含まない。

投資者がパートナーシップ企業である場合、パートナーシップ企業が納税主体ではないため、パートナーである法人あるいは自然人が関連の優遇政策の適用を受けることになる。

1) 条件に合致する投資者

条件に合致する投資者は、会社制あるいはパートナーシップ制のベンチャーキャピタル及び個人のエンジェル投資家などを含み、優遇政策の適用を受けるためには、下記の条件を満たさなければならない。

ベンチャーキャピタル	個人のエンジェル投資家
<ul style="list-style-type: none">■ 試験地域に登録されており、帳簿検査徴収方式で納税を行うベンチャーキャピタルである■ 「ベンチャーキャピタル管理暫定弁法」(発展改革委員会等10部門令第39号)の規定、あるいは「私募投資ファンド監督管理暫定弁法」(中国証券監督管理委員会令第105号)におけるベンチャーキャピタル関連の特別規定に合致し、上述の規定に基づき届出を完了し、規定どおりに運営している	<ul style="list-style-type: none">■ 投資先である創業初期の科学技術型企業は試験地域に登録されている■ 投資先である創業初期の科学技術型企業の従業員或いはその親族(配偶者、父母、子女、祖父母、孫、兄弟姉妹を含む。以下同様)ではなく、かつ当該企業と労務派遣などの関係を持たない
<ul style="list-style-type: none">■ 投資者は、投資先である創業初期の科学技術型企業の発起人ではない■ 投資後の2年間において、投資者及びその関連者あるいはその親族の所有する創業初期の科学技術型企業の持分比率は、合計で50%を下回っている	

1 中国国家税務総局ウェブサイト(中国語)

2) 創業初期の科学技術型企業

投資者が関連優遇政策の適用を受けるには、投資先である創業初期の科学技術型企業が下記の条件をすべて満たさなければならない。

- 中国国内(香港、マカオ、台湾を含まない)で登録されており、帳簿検査徴収方式で納税を行う
(注:個人のエンジェル投資家が上述の優遇政策の適用を受けるには、投資先である創業初期の科学技術型企業は、試験地域に登録されていないなければならない)
- 投資を受ける際の従業員数が200人以内であり、うち大学本科以上の学歴を持つ従業員が全体の30%以上である。投資を受ける際の資産総額と年間売上高はいずれも3,000万円以内である。従業員数と資産総額を計算する際、小型薄利企業の認定基準を参照して、投資を受ける前の連続12カ月の平均値で判定する
- 投資を受ける際、設立から5年(60カ月)以内である
- 投資を受ける際及び投資を受けてから2年以内に、国内外の証券取引所に上場しない
- 投資を受けた年及び翌納税年度における研究開発費用対原価・費用総額の比率が20%を下回らない。その内、研究開発費用の集計方法は、研究開発費用の追加控除政策における関連規定に準拠する

3) 「満2年」の定義

投資期間に関する「満2年」の判定は、創業初期の科学技術型企業が投資を受け、かつ工商変更登記を完了した日から起算する。

留意点として、パートナーシップのベンチャーキャピタルが創業初期の科学技術型企業に投資する場合、投資期間に関する「満2年」の判定は、パートナーのベンチャーキャピタルに対する投資期間は問われず、当該ベンチャーキャピタルによる創業初期の科学技術型企業への投資期間を対象とする。

また、上述の通達において、「関連優遇政策の実施日以前の2年以内に発生し、実施日以降「満2年」となった投資は、その他の条件を満たした場合、優遇政策の適用を受けられる」と明確に規定された。

4) 控除可能な投資額

投資額の70%を課税所得額から控除できる。投資額は、投資者の創業初期の科学技術型企業に実際に払い込んだ金額に準拠する。パートナーシップ制のベンチャーキャピタルが創業初期の科学技術型企業に投資する場合、各パートナーによる投資額は、ベンチャーキャピタルが創業初期の科学技術型企業に実際に払い込んだ金額及び創業初期の科学技術型企業への投資期間が「満2年」となった当年度の年末時点における各パートナーのベンチャーキャピタルに実際に払い込んだ出資比率に基づき算定される。

5) 控除の制限

	控除対象の制限	控除しきれない部分を以降の年度に繰り越すことができるか否か
会社制のベンチャーキャピタル	無制限	繰越可能
パートナーシップ制のベンチャーキャピタルにおけるパートナー	ベンチャーキャピタルから配当を受けた経営所得に限られる 法人パートナーが複数の適格パートナーシップ制のベンチャーキャピタルに投資している場合、控除可能な投資額と配当所得を合算できる*	繰越可能
個人のエンジェル投資家	投資先である創業初期の科学技術型企業の持分を譲渡することで取得する課税所得に限られる	繰越可能 登録抹消・清算を行う創業初期の科学技術型企業の未控除分は、登録抹消・清算日以降の36カ月以内に、その他の創業初期の科学技術型企業の持分を譲渡することで取得した課税所得の控除に用いることができる

*「国家税務総局:有限パートナーシップベンチャーキャピタルの法人パートナーに関する企業所得税関連問題についての公告」(国家税務総局公告2015年第81号)の規定に合致するパートナーシップ制ベンチャーキャピタルを含む。

(2) デロイトの考察及びアドバイス

ベンチャーキャピタルとエンジェル投資家は、「大衆創業、万衆創新」を推進する上で、重要な役割を果たす資本勢力である。「国家創新駆動発展戦略綱要」の実施及び「大衆創業、万衆創新」の推進という背景のもと、国家によるベンチャーキャピタルと個人のエンジェル投資家を対象とする税収優遇政策の公布は、創業初期の科学技術型企業への投資の吸引力を高める助けとなり、科学技術型企業の発展を後押しする。

関連の投資者は、積極的に前述の優遇政策を把握し、既存及び潜在的な投資先に関する情報整理を行う必要がある。適格な投資先が存在する場合、早めに必要資料を作成し、規定どおり適時に届出手続を行うことで、優遇政策の適用を早期かつ十分に受けられるよう検討することができる。また、将来の投資計画において、投資収益率を引き上げるための手段として、前述の優遇政策を考慮に入れた投資案の作成を通じて、合理的な事業アレンジを作成することが推奨される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001